

突然の経済状況の悪化により、奨学金が必要となった方はご覧ください。

実施機関	種別	申込期限	対象事由
日本学生支援機構	①家計急変（給付奨学金）	事由発生から 3か月以内	(A) 生計維持者の一方（又は両方）が死亡 (B) 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難 (C) 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る※） (D) 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 [1] 上記A～Cのいずれかに該当 [2] 被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 ※「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、以下の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変採用の対象となりません。 1A(11), 1B(12), 2A(21), 2B(22), 2C(23), 3A(31), 3B(32), 3C(33), 3D(34)
日本学生支援機構	②緊急採用 （第一種奨学金・無利子貸与）	事由発生から 12か月以内	(ア) 生計維持者が失職・退職・休職した場合 (イ) 生計維持者が死亡又は離別した場合 (ウ) 生計維持者が破産した場合 (エ) 震災、風水害、火災その他の災害等により生計維持者について支出が著しく増大、もしくは収入が減少した場合
日本学生支援機構	③応急採用 （第二種奨学金・有利子貸与）		
宮城学院	④宮城学院新型コロナウイルス感染症緊急修学支援給付奨学金	事由発生から 3か月以内	準備中です。詳細が決まり次第、公開いたします。

※対象事由に該当する場合、「家計状況確認面談シート」を作成し、学生課で面談を受けてください。